

- ◆確定申告で災害による雑損控除をする(した)方で、
 - ◆被災者生活再建支援金の支給を受けた方
- にお知らせです

所得税の雑損控除の取り扱いで、変更になる点があります。

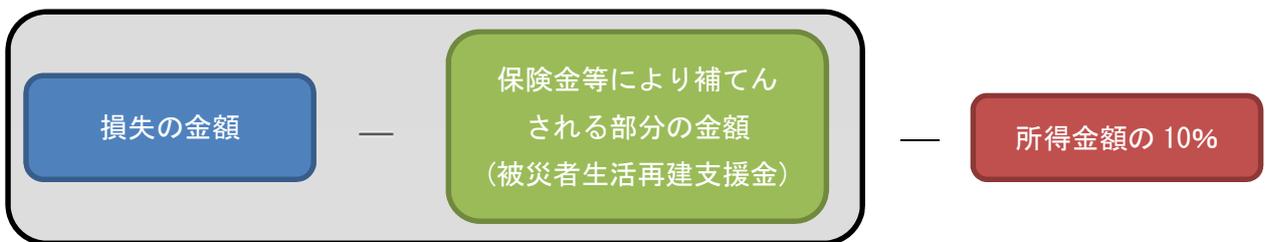
被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金（以下被災者生活再建支援金といいます）がこれまでは「雑損控除の損失の金額から控除する」でしたが、この度これが「雑損控除の損失の金額から控除しない」こととなりました。

上の条件にあてはまる方は以下の通り確定申告をすることになります。

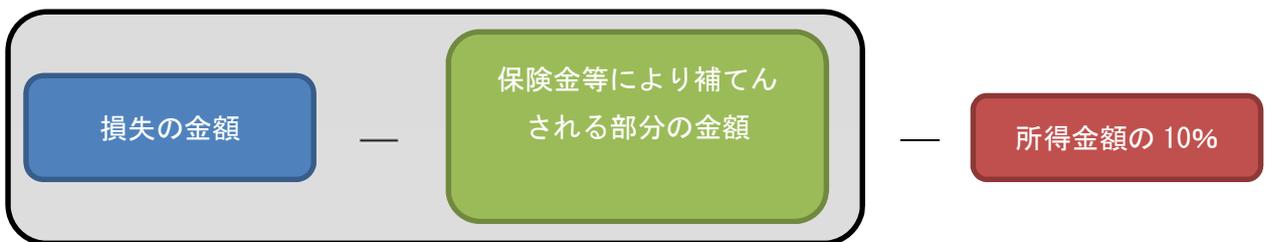
- ① これから確定申告をする方
雑損控除の損失の金額から被災者生活再建支援金を控除せずに申告をします
- ② すでに確定申告をした方
平成 22 年分の申告等で変更前の扱いで申告をしてしまった方で、今回の変更によって所得税の還付や繰り越し損失の額の変更がある方は平成 24 年 5 月以降に税務署から連絡が行くこととなります。

一般的な雑損控除の金額の計算図

変更前



変更後



詳しくは最寄りの税務署までお問い合わせください。